

海兵隊A V 8 ハリアー戦闘攻撃機による爆弾誤投下に対する 意見書

去る4月9日、久米島の北方にある鳥島射爆撃場で米海兵隊A V 8 ハリアー戦闘攻撃機が訓練中に、250キロ爆弾2個を訓練区域外の海上に誤投下する事故が発生した。

当海域は、久米島漁協等のパヤオが多く設置されている漁場となっており、一步間違えれば大惨事となりうる事故であり、漁業関係者に大きな衝撃と不安を与えた事故に対し強い憤りを感じる。

また、海兵隊報道部は、投下時の状況について、「住民への被害はなく、爆弾はすぐに沈み水面に浮いてくる危険性はない。爆発した兆候もなかった。さらに、誤投下した同機の所属や訓練の想定、どこから飛び立ったのかなど」については、安全上の理由で公表しないとのことであるが、漁業関係者や住民の安全を確保する立場から公表すべきである。

同機種は嘉手納基地において約1か月前から6機程度が飛来して、実弾や訓練弾を装備して飛行訓練を繰り返し騒音を撒き散らしている。

よって、北谷町議会では、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 原因を早期に徹底究明し、その結果が公表されるまで一切の訓練を中止させること。
- 2 徹底した防止策を講じさせること。
- 3 外来機の飛来や一時移駐に伴う訓練を中止させること。
- 4 基地の負担軽減を速やかに行わさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年4月21日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長